

専図協第 55 号
平成 24 年 9 月 18 日

文部科学省
生涯学習政策局社会教育課 御中



「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正案」
に対するパブリックコメント（送付）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から当協議会に格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

専門図書館協議会私立図書館小委員会は、平成 21 年 9 月より運営委員会のなかに設けられ、会員に共通する課題として図書館法の改正や公益法人制度改革への対応策を検討して参りました。その活動のなかで、同年 12 月には文部科学省が設けた「これから図書館の検討協力者会議」に対して、「私立図書館の設置及び運営上の望ましい基準案」を提示致したところです。

こうした経過を経て、平成 24 年 8 月 22 日に、文部科学省より「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正に関するパブリックコメントの実施が発表されました。

この改正案のうち「私立図書館」の基準について、専門図書館協議会として、次の意見をパブリックコメントとして提出致したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

<この件の責任者>

専門図書館協議会運営委員会

私立図書館小委員会 委員長 田邊由美

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

日本図書館協会会館 6 階

Tel 03-3537-8335

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準改正案」に対するパブリックコメント

1. 望ましい基準「第3 私立図書館」「一 管理運営」「1 運営の状況に関する点検及び評価等」「②」について

「望ましい基準」の「第三 私立図書館」「一 管理運営」「1 運営の状況に関する点検及び評価等」の「②」に、「関係者・第三者による評価」が唐突に現れます。この項は不要であると考えます。

図書館法第7条の3では、「図書館は、当該図書館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されているに過ぎません。新基準は、私立図書館の設立の理念やその有する専門性に基づいた運営を行う上での概括的な望ましい基準（目標とすべきもの）であり、自主自律的な運営を妨げるものであってはならない筈です。私立図書館の望ましい基準中に「関係者・第三者による評価」が取り込まれたことは、この視点から大きく逸脱しています。

また、私立図書館を設置する法人では、理事が行う事業に対し、外部性が担保された監事や評議員による監査や議決を受けることが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」で義務付けられています。

こうしたことを含めて私立図書館は、その設置目的に沿って自主自律的な運営を行っているものであり、「関係者・第三者による評価」を謳う「②」の規定は混乱を招く恐れがあることから、削除を要望します。

2. 「第3 私立図書館」 「一 管理運営」 「3 開館日時」について

私立図書館は、公立図書館のように独立した施設を持たず、関連機関もしくは母体機関の施設の一部を使用して、図書館として運営しているケースがほとんどであるといえます。

開館日・開館時間の設定に当たって、多様な利用者に配慮することは当然としても、図書館が設置されている施設全体の管理上の制約から、独自に開館日・開館時間を設定することには一定の困難があります。

したがって、「第3 私立図書館」 「一 管理運営」 「3 開館日時」に「当該図書館の運営状況に応じ」という文言を、以下のように入れることを要望いたします。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、当該図書館の運営状況に応じ、多様な利用者に配慮することが望ましい。

3. 「第3 私立図書館」 「一 管理運営」 「4 施設・設備」について

私立図書館は、公立図書館のように独立した施設を持たず、関連機関もしくは母体機関の施設の一部を使用して、図書館として運営しているケースがほとんどであるといえます。

必要な施設・設備を確保するに当たって、多様な利用者に配慮することは当然としても、図書館が単独で対応することには一定の困難があります。

したがって、「第3 私立図書館」 「一 管理運営」 「4 施設・設置」に「当該図書館の運営状況に応じ」という文言を、以下のように入れることを要望いたします。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、当該図書館の運営状況に応じ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

以上